

# 一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会定款 細則

平成 21 年 6 月 25 日 制定  
平成 21 年 12 月 19 日 改訂  
平成 22 年 8 月 21 日 改訂  
平成 24 年 7 月 11 日 改訂  
平成 25 年 7 月 10 日 改訂  
平成 28 年 7 月 6 日 改訂  
平成 29 年 7 月 5 日 改訂  
平成 30 年 8 月 1 日 改訂  
(改定箇所は下線部)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、定款第 65 条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

## 第 2 章 正会員

(入会手続き)

第 2 条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入の上、入会金および当年度の年会費を添えて本学会事務局に申し込まなければならない。

(入会日)

第 3 条 入会日は入会承認年度の 4 月 1 日とする。

(入会承認と告知)

第 4 条 理事会が承認した正会員についての本人への通知は行わない。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には、以下の権利がある。

- (1) 総会に出席し、意見を述べること。
- (2) 定款細則第 28 条、31 条に従い、代議員選挙の選挙権および被選挙権を得ること。
- (3) 本会の学術集会において研究成果を発表すること。
- (4) 本会の発行する学会誌 (Cardiovascular Intervention and Therapeutics ; CVIT) およびその他学術刊行物の配布を受けること。
- (5) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知を受けること。
- (6) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

(学会誌などの配布)

- 第 6 条 当該年度の会費を納めた正会員は、その年度の 4 月から翌年 3 月に至るまでの本学会誌およびその他学術刊行物の配布を受ける。ただし、本人の希望により配布を拒否することができるが、年会費は同額納めるものとする。
- 2 新たに正会員になったものには、入会手続き完了の翌月から学会誌などを配布する。
  - 3 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、学会誌などの配布は停止される。

(会費納入期限)

第 7 条 定款に定める会費は、その事業年度開始の日の前日までに納めなければならない。

(会費滞納による正会員資格喪失)

第 8 条 会費の滞納が 2 年を超えるときは、滞納が生じた年度から正会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受け入れ)

- 第 9 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合には再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。この場合は、入会金の納入を要する。
- 2 滞納により停止された期間の学会誌などの配布は受けられない。

(休会)

第 10 条 本学会の会員で、海外留学、その他の理由により休会を希望する場合は、休会することができる。

2 休会期間の会費は、免除する。ただし、その期間は、本学会会員として次の各号に掲げる権利の行使はできない。

- (1) 学会誌の送本
- (2) 選挙権、被選挙権の行使
- (3) 本学会の入会年数の計算に算入

本学会の休会を認められた者は、本学会に在籍したまま会費の支払いを免除される。しかし、帰国後は入会金の納入は不要で、年会費の納入のみで正会員の権利を行使できる。

3 休会の期間は、最長3年までとする。

4 海外留学以外による休会を希望する場合は、理事長がその対処を決定する。

(学会復帰)

第11条 休会会員は、休会の理由がなくなったときは、すみやかに理事長に願出しなければならない。

休会期間終了後、復会届または退会届の願出がなく、休会から3年以上経過したときは請求書を発行する。

### 第3章 名誉会員

(推薦)

第12条

名誉会員に推薦されるものは、年齢60歳以上で、理事あるいは監事を8年以上、または、学術集會会長を務めた正会員とする。

2 理事長は推薦された者を理事会に諮り、代議員総会の承認を得る。

3 現役代議員が名誉会員に承認された場合、その権利の執行は代議員任期終了後とする。

(処遇)

第13条 名誉会員の称号は終身称号とし、会費の納入は免除される。

2 名誉会員は、代議員総会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有さない。

3 名誉会員は、学会誌及びその他の学術刊行物の配布を受ける。

### 第4章 賛助会員

(入会手続き等)

第14条 賛助会員には、第2条(入会手続き)、第3条(入会日)、第4条(入会承認と告知)、第7条(会費納入期限)、第8条(会費滞納による正会員資格喪失)、第9条(滞納会費の受け入れ)を準用する。

(賛助会員の権利)

第15条 賛助会員には、以下の権利がある。

(1) 本会の発行する学会誌(Cardiovascular Intervention and Therapeutics; CVIT)およびその他学術刊行物の配布を受けること。

(2) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知を受けること。

(3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

### 第5章 コメディカル会員

第16条 この法人はコメディカル部会を設け、コメディカル会員を置く。コメディカル部会運営に関しては、コメディカル部会会則に定める。

### 第6章 支部

(設置)

第17条 定款第11条に示す支部は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部は、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中四国、および九州沖縄の7地区に設置する。

3 7支部は下記の都道府県より構成される。

北海道支部 ..... 北海道

東北支部 ..... 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県

関東甲信越支部 ..... 茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、

新潟県、山梨県、長野県

東海北陸支部 ..... 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県

近畿支部 ..... 滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県

中国四国支部 ..... 鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、

高知県

九州・沖縄支部 ..... 福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 4 各支部の名称は、日本心血管インターベンション治療学会〇〇支部とする。
- 5 各支部は、各地区内に事務局を設置する。

(会員)

- 第 18 条 各支部の会員は、該当地区に勤務地または住居のある正会員とする。
- 2 賛助会員は、支部年会費の納入を要さない。
  - 3 本会に留学申請を行った正会員は支部の会員とみなすが、支部会員の権利は行使できない。

(年会費)

- 第 19 条 各支部の年会費は 2,000 円とし、本会正会員が支払う年会費 13,000 円と併せて支払うものとする。

(役員)

- 第 20 条 支部は各支部が定める会則に基づき、支部会員の中から支部長、副支部長、支部幹事、支部運営委員、支部学術集會会長、支部選挙管理委員長、支部選挙管理委員、支部事務局代表及び事務局代表代行、支部監査を選任する。
- 2 前項の支部長は、本会理事でなければならない。又、その任期は 1 期 2 年とし、2 期 4 年とする。再任については 4 期 8 年までとする。

(会議)

- 第 21 条 支部は各支部が定める会則に基づき、各会議を開催する。

(会計)

- 第 22 条 支部の会計年度は、本会に準ずる。

(事業)

- 第 23 条 支部は、毎年 1 回以上の学術集會を開催する。開催にあたり、次のことを順守する。
- (1) 支部で開催する学術集會の名称は、第 @ 回 日本心血管インターベンション治療学会 〇〇地方会とする。
  - (2) 支部は、地方会に関する諸事項を本会に報告する。
- 2 その他、各支部が定める会則の目的を達成するために必要な事業を行う。

(監査)

- 第 24 条 支部監事は、毎年 1 回支部業務執行状況及び会計の監査を行い、支部長を通じて理事長に監査報告書を提出する。

## 第 7 章 会費

(入会費、年会費)

- 第 25 条 この法人の入会費は次のとおりとする。
- (1) 正会員：3,000 円  
コメディカル会員に関しては、コメディカル部会則に示したとおり。
  - 2 この法人の年会費は次のとおりとする。
    - (1) 正会員：15,000 円（支部会費 2,000 円を含む）
    - (2) 賛助会員：100,000 円（1 口 50,000 円として 2 口以上）コメディカル会員に関しては、コメディカル部会則に示したとおり。

## 第 8 章 代議員選挙規則

(構成)

- 第 26 条 代議員は、選出代議員と推薦代議員より構成される。
- 2 選出代議員の選挙は、第 17 条に示す支部を単位として行われる。
  - 3 選出代議員は各支部の代議員定数の半数とし、代議員定数が奇数の場合は選出代議員数を切り上げ、残りを推薦代議員数とする。都道府県 1 名以上の代議員を選出する。
  - 4 推薦代議員は、支部選挙管理委員会において地域性、得票数、学会への貢献度、施設重複の回避を考慮し、合議制によって選出する。

(支部および中央選挙管理委員会の設置)

- 第 27 条 各支部は、会員より支部選挙管理委員を選出する。任期は 4 年で、再選を認める。
- 2 各支部とも支部選挙管理委員数は 5 名以上で、且つ、各都道府県より 1 名以上の支部選挙管理委員を選出する。
  - 3 選出された支部選挙管理委員は、互選により 1 名の支部選挙管理委員長を選出する。但

し、理事は支部選挙管理委員長を兼任することはできない。

4 各支部選挙管理委員長は、選挙前年の6月末日までに支部選挙管理委員会名簿を中央選挙管理委員長に通知する。

5 7支部の支部選挙管理委員長をもって、中央選挙管理委員会を構成する。

6 中央選挙管理委員は、互選により1名の中央選挙管理委員長を選出する。

(被選挙資格者)

第28条 被選挙資格は、入会3年以後の正会員で選挙前年の9月末日を基準日とし、基準日において年会費を継続して納入しているものとする。選挙年の3月末日時点で満60歳未満の者とする。

2 選挙における支部は、基準日において、勤務地のある該当地区とする。

ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

(選出代議員候補者になるための被選挙資格者の意思確認)

第29条 中央選挙管理委員会は、選出代議員候補者になる意思確認をするためにサイトログイン用ID・パスワードを選挙前年の11月末日までに被選挙資格者に送付する。

2 選出代議員候補者は、被選挙資格者で選出代議員の被選挙権の行使を次項の方法にて表明した者とする。

3 被選挙資格者は中央選挙管理委員会が定める期間内に学会ホームページの意思確認の為のサイトにログインし、選出代議員候補者になるかの意思表示をする。

意思表示を期間中に行わない被選挙資格者は選出代議員候補者になれない。

(候補者名の公示および縦覧)

第30条 中央選挙管理委員会は選出代議員候補者名簿を、学会ホームページに投票開始日の30日前までに公示する。

2 転勤その他の事由により、選挙支部の変更を求めるときは、事由を付し、現在の公示支部および変更希望支部を明記し、中央選挙管理委員長宛ての書面を事務局に提出する。

ただし、いずれの場合も12月末日までに書面にて申請するものとする。

(選挙資格者)

第31条 選挙資格者は、入会2年以後の正会員で基準日において年会費を継続して納入しているものと名誉会員とする。

2 選挙における支部は基準日において、勤務地のある該当地区とする。

ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

(選挙資格者および選挙区の確定)

第32条 選挙資格者は、その所属する支部で投票する。

2 選挙資格の有無についての問い合わせは、学会事務局へ連絡する。

(次期代議員の選挙実施方法)

第33条 代議員定数の算出基準は、選挙前年9月末の正会員数とする。定款11条第1、2項に従い、算定された各支部の代議員定数が端数の場合は切り上げる。

2 中央選挙管理委員長は、選挙前年10月末日までに各支部の代議員定数を支部選挙管理委員長に通知する。

3 中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会名簿および選挙日程を公示する。

4 投票は電子投票システムを使用して行う。

5 中央選挙管理委員会は、選挙サイトログイン用ID・パスワードを選挙年の2月末日までに選挙資格者に送付する。

6 選挙期間は3週間とし選挙年の3月1日～3月31日の間で、中央選挙管理委員会が設定する。

7 投票連記数は各支部の選挙で選出される代議員数の同数以内とし、支部選挙管理委員会が決定し、11月末までに中央選挙管理委員会に通知する。

8 選挙資格者は学会ホームページの選挙サイトにログインし投票する。

9 中央選挙管理委員会はあらかじめ定めた期日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、支部選挙管理委員会へ投票結果データを紙媒体で通知する。

10 支部選挙管理委員会は、選出代議員を決定した後、推薦代議員を選出する。

11 第26条3項で定めた選出代議員数が満たない場合、追加選挙は行わない。

満たない分の選出代議員数を第26条3項で定めた推薦代議員数に加えて、変更推薦代議員数として推薦代議員を選出する。

(次期代議員の確定)

第34条 支部選挙管理委員長は、選挙年の4月15日までに選挙の経過並びにその結果を中

中央選挙管理委員長に報告する。

2 中央選挙管理委員長は選挙結果を理事会に報告し、理事会は次期代議員を確定する。

3 理事長は、選挙結果を次期代議員に通知する。

(次期理事選挙の施行と方法)

第 35 条 次期理事は、支部毎に次期代議員の中から互選される。

2 中央選挙管理委員会は、選挙前年 9 月末の支部正会員数を元に、各支部の理事数をドント方式で割り当てる。但し各支部の最少理事数は 2 名とする。

3 中央選挙管理委員長は、4 月末日までに支部ごとの次期代議員名簿と次期理事選出のための投票用紙を次期代議員へ送付する。

4 投票連記数は、ドント方式で割り当てられた各支部の理事定数とする。選出は獲得票数の上位順に当選とする。

5 次期代議員は、選挙年の 5 月 15 日までに中央選挙管理委員会へ投票する。

6 中央選挙管理委員長は選挙結果を理事長に報告し、理事長は選出された次期理事候補者に選挙結果を通知する。

7 中央選挙管理委員長は選挙結果を代議員総会にて報告し、代議員総会にて次期理事を決定する。

8 理事の任期は、1 期 2 年とし、8 期までの再任を認めているため、連続する 2 期ごとの 1 期終了時の定時代議員総会において信任決議を受けるものとする。解任された場合は、次期の理事が繰り上げとなる。

9 推薦理事は、定数の範囲内で理事長推薦の基、代議員総会にて決定する。ただし、推薦理事は副理事長を兼ねることができない。

(次期理事長選挙の施行)

第 36 条 次期理事長は次期理事の中より選出されるため、理事長に立候補する次期理事は、選挙年の選挙年に開催される代議員総会の開始日の 30 日前までにマニフェストを中央選挙管理委員長へ提出する。

2 中央選挙管理委員長は、マニフェストを受付後、直ちにホームページに掲載する。

3 次期理事長候補は、新代議員による初回の代議員総会においてマニフェストを発表する。

4 上記代議員総会において新代議員は単記無記名投票の直接選挙を行い、最上位者を代議員総会推薦の次期理事長候補として選出する。

5 理事長は、代議員総会の推薦結果を十分に考慮した上で、次期理事長を選出する。

6 理事長の任期は、1 期 2 年とし、2 期までの再任を認めているため、1 期終了時の定時代議員総会において信任決議を受けるものとする。解任された場合は、定時代議員総会にて引き続き、新理事長候補を選出し、その推薦に基づき理事会の決議にて理事長を選出する。

## 第 9 章 委員会

(委員会の設置)

第 37 条 本法人に置く委員会は、次の通りとする。

- (1) 財務委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 専門医認定医制度審議会
- (4) 編集委員会
- (5) 保険診療・医療制度委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 学術委員会
- (8) ライブ委員会
- (9) コメディカル委員会
- (10) レジストリー委員会
- (11) 倫理委員会

(部会、小委員会の設置)

第 38 条 前項の委員会は、必要に応じて部会、小委員会を組織することができる。

(委員会の構成)

第 39 条 理事長が委員長を指名する。委員長は副委員長、委員を指名し、理事会の議決を経て選任する。

(報酬)

第 40 条 この法人が委員に依頼する通常業務を超える労務に対しては、その対価を支払うものとする。

2 対価については、内規にて別途定める。

## 第10章 学術集会

(年次学術集会)

- 第41条 理事会にて年次学術集会の会長を選出し、理事長が任命する。  
2 年次学術集会は、毎年1回代議員総会開催地において、会長が主宰して開催する。  
3 前項の学術集会は、第@@回 日本心血管インターベンション治療学会；CVIT 西暦(英文表記:The @@th Annual Meeting of the CardioVascular Intervention and Therapeutics；CVIT 西暦)とする。

(講演抄録)

- 第42条 学術集会における講演抄録は、学会誌に掲載することとする。

(主題の選定・演題の採択)

- 第43条 学術集会の主題及び演題の選定および採択は、会長が裁量する。  
2 前項に関し会長は、委員を選び諮問することができる。

(参加費)

- 第44条 会長は学術集会の開催費用として、参加費を徴収することができる。参加費収入は、学術集会特別会計に計上する。

## 第11章 学会誌とその他刊行物

(編集組織)

- 第45条 本法人の編集組織は、編集長、副編集長、編集委員で構成する編集委員会、及び編集顧問から成る。

(名称)

- 第46条 本法人が発行する学会誌の名称は、英文誌：Cardiovascular Intervention and Therapeutics；(略称 CVIT)とする。

(発行)

- 第47条 学会誌は英文誌とし、定期的に発行する。

(掲載内容)

- 第48条 掲載する内容は、心血管インターベンション診断治療およびそれに関連する領域の発展に貢献しうる、独創性に富んだ投稿論文のほか、学術集会記録、会員向け公告、その他編集長が確認した事項とする。  
2 前項の投稿論文は、編集長が指名した査読委員による査読を経なければならない。

(その他刊行物)

- 第49条 理事会の承認を経た時は、学会誌以外の学術刊行物を編集し、発行することができる。

(転用・転載の許諾)

- 第50条 刊行物の掲載内容を外部の団体、企業などの刊行物に転用または転載する場合は、編集委員会の許諾を得なければならない。

## 附則

- 第51条 本細則は、2009年7月17日より施行する。  
2 本細則の変更は、代議員総会の決議による。